

ひとり親家庭への支援

♡01：医療福祉費支給制度（ひとり親家庭のマル福）

内容

保険証を使って医療機関などにかかった場合、窓口で支払う医療費の一部負担金の費用を助成する制度です。

対象

利根町に居住されている方で、各種医療保険に加入している方のうち、下記に該当する方。

対象	期間	更新手続き	所得制限額
次のいずれかの状況にあって、本人または扶養義務者※1の所得が所得制限額を超えない方 1. 離婚、死別などにより配偶者のいない方※2で、18歳未満の児童、20歳未満の障がい児または高校在学者を養育している方とその児童 2. 父母のいない児童 3. 父母のいない児童を養育している配偶者のいない方	児童が18歳になる年度末（3月31日）まで 〔障がい児の場合または高校在学中の場合20歳まで〕	毎年6月下旬に自動更新 〔所得制限を超えない方には受給者証を郵送します。〕	母（父）、子の前年の所得が309万6千円未満（扶養1人につき38万円加算）または扶養義務者の前年の所得が1,000万円未満

※1 扶養義務者…世帯の中で主として生計を維持する方（所得の最も多い方）

※2 配偶者が重度心身障がい者等で長期にわたって労働能力を失っている方はお尋ねください。

受給者証交付の手続き

上記対象に該当する場合は、保険年金課へお越しください。

受給者証交付の手続きに必要なもの

- 対象となる方の健康保険証
 - 印鑑（スタンプ式ではないもの）
 - 個人番号（マイナンバー）がわかるもの※3
 - 口座番号のわかるもの※4
 - 戸籍（離別や死別の事実が確認できるもの）などひとり親であることを証明できるもの
- ※3 利根町に転入された方（対象となる方または扶養義務者） ※4 受給者本人または家族の預金通帳またはキャッシュカード

病院や薬局などにかかるとき

◎茨城県内で受診するとき

窓口で健康保険証と医療福祉費受給者証を提示してください。医療機関等窓口での支払いは、下記の自己負担金額内の請求のみとなります。保険適用外費用については別途お支払いください。自己負担分は後日、町から指定口座に振り込みます。

◎茨城県外で受診するとき

医療福祉費受給者証は利用できません。健康保険証を提示して保険診療を受け、領収書を必ず受け取ってください。

※レシート及び手書きの領収書の場合は、必ず、医療機関の窓口で受診者名と保険点数の記入をお願いしてください。

自己負担金

◎外 来：1病院につき1日600円まで（1か月2回までの負担1,200円を限度。同じ病院へ3回以上行った場合、3回目以降は自己負担なし）

◎入 院：1病院につき1日300円、1か月上限3,000円

◎調剤薬局：自己負担なし

■自己負担金振り込み予定：

2～4月診療分は7月、5～7月診療分は10月、8～10月診療分は1月、11～1月診療分は4月に、それぞれ3か月分をまとめて振り込みます。

※1か月内に2回までの受診で外来自己負担金とともに600円未満の場合は、支給申請が必要です。

※入院自己負担金の助成対象は、13歳～18歳（18歳の誕生日後の最初の3月31日）です。

支給の手続き

茨城県外の病院等で支払った医療費の領収書、同じ月に同医療機関で2回までの受診で外来自己負担金とともに600円未満だった場合の領収書を、1か月単位でまとめて、診療月の翌月以降に保険年金課窓口へ支給申請してください。後日、町から指定口座に振り込みます。

※ 支給申請は診療から5年以内です。原則として、領収書原本は返却できません。

支給の手続きに必要なもの

- 領収書
- 医療福祉費受給者証
- 対象となる方の健康保険証
- 印鑑（スタンプ式ではないもの）

お問い合わせ 保険年金課 医療福祉係 ☎ 0297-68-2211

♡02：児童扶養手当

内容

ひとり親家庭や、父または母に一定の障がいがある場合などに、お子さんが18歳（18歳の誕生日後の最初の3月31日）になるまで（障がいがある場合は20歳になるまで）保護者に対して支給される手当です。

支給対象

次のいずれかに当てはまる18歳までのお子さんを養育している場合です。

父母が婚姻を解消した児童	父（母）が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
父（母）が死亡した児童	父（母）が引き続き1年以上刑務所等に拘禁されている児童
父（母）が一定の障がいの状態にある児童	母が婚姻によらないで生まれた児童
父（母）の生死が明らかでない児童	母が児童を懐胎した当時の事情が不明である児童
父（母）が引き続き1年以上遺棄している児童	

※ただし、上記の要件に該当していても請求者等の所得により対象とならない場合があります。所得制限限度額については子育て支援課窓口でご確認ください。

手当の額

令和2年4月時点 ※手当額は全国消費者物価指数の変動により変わります。最新情報は町公式ホームページをご確認ください。

対象児童	全額支給（月額）	一部支給（月額）
1人	43,160円	43,150円～10,180円
2人	53,350円	53,330円～15,280円
3人	59,460円	59,430円～18,340円

※児童が4人以上の場合は、左記金額に1人当たり全部支給で6,110円、一部支給で6,100～3,060円（所得に応じて決定）が加算されます。

手続き

申請をお考えの方は、まず子育て支援課窓口にお越しください。児童扶養手当は世帯状況や受給理由によって必要な添付書類が異なります。手当の案内や申請添付書類などをそろえていただくため最低2回は来庁していただきますので、あらかじめご了承ください。

お問い合わせ 子育て支援課 子ども福祉係 ☎ 0297-68-2211

♡03：鉄道（JR）定期券の割引

内容

児童扶養手当を支給されている世帯の方（全部停止の世帯を除く）が、通勤定期乗車券を購入する場合に購入証明書を提示することで割引される制度です。（3割引） 学割と併用は出来ません。

手続き

証明書の申請は、定期券利用者が子育て支援課窓口にて行います。

初めて申請を行う場合は、証明写真など事前にご用意いただくものがあります。まずは、子育て支援課にご連絡ください。

手続きに必要なもの

- 印鑑（スタンプ式ではないもの）
- 児童扶養手当証書
- 定期券利用者本人の通勤・通学先が証明できるもの
- 特定資格者証明書（有効期限切れや、お持ちでない場合は、通勤定期乗車券利用者本人の証明写真（縦2.5cm×横2cm））

お問い合わせ 子育て支援課 子ども福祉係 ☎ 0297-68-2211

♡04：母子・父子・寡婦福祉資金貸付金

内容

母子家庭、父子家庭及び寡婦の方を対象とした融資です。経済的な自立や児童の就学などで資金の貸付が必要となったとき、無利子または低利子の融資制度があります。

貸付対象となる使途と利子の有無

【無利子】：修学資金、就学支度資金、修業資金

【低利子】：技能習得資金、就職支度資金、医療介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、結婚資金、事業開始資金、事業継続資金

※ 各貸付は、資金の必要性や返済についての審査があります。審査には日数を要しますので、余裕を持って相談してください。

※ この資金の償還にあたり滞納があった場合、元利金につき年5%の違約金が徴収されます。

手続き

貸付を希望される方は、子育て支援課窓口までお越しください。相談、貸付条件をご案内します。

お問い合わせ

子育て支援課 子ども福祉係
茨城県県南県民センター
県民福祉課 地域福祉室

☎ 0297-68-2211
☎ 029-825-2035

♡05：ひとり親家庭交流事業

内容

ひとり親家庭の親子を対象に、外出機会の提供と各家庭の交流を図るため、年に1度、日帰り旅行などを実施しています。（町委託事業）

手続き

利根町社会福祉協議会窓口で、申請書に記入をしていただくか、電話でお申し込みください。

事業の参加募集案内は、開催時期の1、2か月前に子育て支援課窓口にてチラシを配布及び『とね社協だより』に掲載します。

お問い合わせ

利根町社会福祉協議会

☎ 0297-68-7771

♡06：ひとり親家庭へ入学・卒業祝品贈呈

内容

下記対象児童生徒に図書カードを贈呈します。

- ①ひとり親家庭で小・中学校に入学する児童生徒
- ②ひとり親家庭で中学校を卒業する生徒

手続き

利根町社会福祉協議会窓口で、申請書に記入してください。

申し込み期間などは、毎年3月頃発行の『とね社協だより』に掲載します。

手続きに必要なもの

□印鑑（スタンプ式ではないもの）



お問い合わせ

利根町社会福祉協議会

☎ 0297-68-7771